

【 第6次豊見城市行政改革 】

# 行政改革アクションプラン

令和6年度 ~ 令和 10 年度

令和7年3月

 豊見城市

## 目 次

### 第1部 行政改革の必要性

行政改革の趣旨 .....	1
1. これまでの本市の取組 .....	1
2. 第5次行政改革の成果と課題 .....	2
3. 市を取り巻く状況 .....	3
4. 第6次行政改革に向けて .....	4

### 第2部 行政改革の基本的な考え方

1. 行政改革の基本理念 .....	5
2. 計画期間 .....	6
3. 市総合計画等との関連性について .....	6
4. 実施計画の策定と公表 .....	6
5. 基本方針 .....	6
6. 進捗管理と評価 .....	9

### 第3部 実施計画 .....

10

## 第1部 行政改革の必要性

### 行政改革の趣旨

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（地方自治法第2条第14項）と記されているとおり、地方公共団体は住民に対して安定した行政サービスを提供する必要がある、時代や社会情勢の変化に合わせた柔軟な対応が求められてきました。そのため行政改革を推進することで、満足度の高い市民サービスを構築してまいりました。

将来を見据えた場合、2040年問題と呼ばれる人口減少や高齢化の更なる進展を始めとした各方面における担い手不足、また、更新時期の到来するインフラ整備の問題など様々な資源制約に対する課題が今後も山積していく状況にあります。このような下、行政においてもデジタル技術を活用した市民サービスの向上や業務の効率化がより一層求められている状況にあります。

これらを踏まえ、職員一人ひとりが自ら「改革」の主役となり、これまでの常識にとらわれることなく、仕事のやり方を見直すとともに、時代に対応した組織の総合力を高め、創意工夫のもと、効率的効果的な行政運営の取組みを深化させていくことが必要とされています。

### 1. これまでの本市の取組

本市では、本土復帰以降、人口の急増や都市化による著しい発展の中で、旺盛な財政需要にこたえるべく、昭和60年度に「豊見城村行政改革大綱」（第1次行政改革）を、そして平成10年度には「新豊見城村行政改革大綱」（第2次行政改革）を策定しました。その後も、平成16年度には、市民と行政の双方向の信頼のもとで、新しい時代に適応した自治体組織への転換を図るため、「豊見城市しせい改革アクションプラン」（第3次行政改革）、また平成17年度には財政構造の健全化や行政改革の効率化を目指す「豊見城市集中改革プラン」が策定され、改革に向けた様々な取組を行ってきました。平成19年度には、これまでの行政改革を再検証し引き続き進めるものとして「しせい改革アクションプラン後期計画（集中改革プラン）」を第3次行政改革の後期計画として策定しました。

平成25年度には、人的、物的、経済的な資源の最適量を確保しつつ、無駄のない効率的な行政システムを構築することにより市民サービスの向上に努めるため、「行政改革アクションプラン」（第4次行政改革）を実施しました。

平成 30 年度からスタートした第5次行政改革においては、今後の人口増加に伴う市民ニーズの多様化、行政需要の高まり等に対応する必要があることから、本市の厳しい財政状況を改めて認識し、これまで以上の行政改革を推進することで自主財源の確保が求められてきました。

## 2. 第5次行政改革の成果と課題

第5次行政改革では、平成 30 年度から令和4年度までを実施期間として、『改革を実感できる行政システムの構築』を最終目標に、「1. 行政サービスの質の向上」「2. 財政マネジメントの強化」「3. 行政運営の信頼確保」の3つの基本方針のもと、9つの推進の柱、47 の方策を実施してきました。

基本方針1. 「行政サービスの質の向上」においては、限られた行政資源のもと、質の高い行政サービスを提供するためには、市民の目線に立ちサービスを構築する必要があります。そのため、職員の資質向上や能力開発を行うことで、市民ニーズに対応するとともに、業務効率化等の改善を進めることを前提として取り組んできました。まず、総合案内業務においては、市民課と国民健康保険課で行う窓口業務の一部を委託し、市民の利便性の向上を図りました。また、子ども子育て会議の開催や第2期豊見城市子ども・子育て支援事業計画を推進するなど、子育て施策を展開してきました。

近年では多様化、複雑化する市民ニーズに応えるため、機動的・弾力的な組織のあり方を探求するとともに、はたらき方改革の推進や業務改善を継続的に実施することで、職員の心身の健康と士気を確保しつつ、業務の生産性の向上を図りました。また、積極的に行政サービスのアウトソーシングや公民連携（PPP/PFI）を検討・推進することにより事務の効率化を目指しました。

一方、多様化する市民ニーズに対応するには、職員の意識改革・能力開発を行い、柔軟に対応できる人材を育成する必要があります。人材育成の推進を目的とする質の高い研修計画を毎年度履行することで、職員資質の向上を図らなければなりません。また、公正な職務の遂行を確保し、市民に信頼される市政を確立するためにも、コンプライアンス（法令遵守）及び綱紀粛正の徹底を図る必要があります。

基本方針2. 「財政マネジメントの強化」においては、本市の人口が今後も増加傾向にあることは、これまで以上に行政需要が高まることを示しており、市民ニーズに対応するためには、新たな財源の確保に努める必要があります。また、受益者負担の原点に立ち戻り、財源を確保することも視野に入れ、持続可能な財政運営を行う必要もあります。まず、市税、国民健康保険税、保育所保育料等の徴収率の向上を図り、市有財産

の有効活用とともに、ふるさと納税を推進することで、財源確保に取り組んできました。

さらに、平成 31 年4月からは下水道事業、農業集落排水事業を公営企業化し、令和3年に策定された経営戦略の下、現状把握・分析、将来予測を行い、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組んできました。その取り組み内容の一つとして、上下水道使用料の徴収率向上のため、令和4年1月からペイジー口座振替受付サービスを実施しています。

基本方針3.「行政運営の信頼確保」においては、市民との行政の信頼関係をより強固に、協働してまちづくりを進めていくため、行政の持つ情報を市民と共有する必要があります。そのためには、広報紙及びホームページ等の様々なチャンネルで積極的に市政情報を発信するとともに、市民の声が行政運営に活かされる体制づくりの構築に努めてきました。行政が預かる市民の個人情報に関しては、情報セキュリティ対策を継続的に行い、市民の情報を強固に守ることを、研修を通して、職員一人ひとりが自覚を持ち学んできました。また、市の抱える課題を行政のみで解決するのではなく、市民、ボランティア、地域がそれぞれの立場で協働することにより解決できる仕組みを推進してきました。

これまで述べたとおり、47 の方策の活動目標を達成すべく取組んだ結果、第5次行政改革実施期間の5年間において、概ね順調に行政改革を進めることができたと評価しています。しかし、取組方策の担当部署が多部署にまたがるものについては、取組に対する姿勢、成果にばらつきが出たことは、今後の課題として残っています。また、実施期間の5年間において社会情勢等の変化や市民のニーズが多様化・複雑化したことに伴い、当初の活動目標等にそぐわない項目が生じたことに対して、速やかに対応できる体制や仕組みを作ることも今後の課題です。

### 3. 市を取り巻く状況

国立社会保障・人口問題研究所の推計「都道府県・市区町村別の男女・年齢(5歳)階級別将来推計人口『日本の地域別将来推計人口』(令和 5(2023)年推計)」によると、沖縄県における人口は、令和 2(2020)年前後をピークに減少しており、以降も減少するものと見込まれています。

その反面、本市の人口は、微増ではありますが増加傾向にあり、令和 22 年(2040)年前後をピークに66,861人を迎えたあと、人口減少社会に転じるものと見込まれています。

一方で、財政状況については、今後も安定した人口増・事業所増を見込むことがで

き、市税（個人市民税・法人市民税・固定資産税）の増収を期待することができます。

歳出面においては、出生率の高さを背景とする子育て関連施策や社会保障関係費の自然増に加え、引き続き、継続事業としての道路・公園整備事業や公共施設の更新、伊良波小中学校の長寿命化事業、学校給食センター整備事業など、今後も旺盛な行政需要が続くものと見込まれております。また、毎年度の予算編成においては基金繰入により財源不足を補っていることを勘案すると、本市の財政状況は中長期的に見ても依然として厳しい状況に変わりはないと考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした様々な環境の変化や国内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せる中で、市民ニーズの更なる高まりによる行政サービスの拡大は、これまで以上に職員一人当たりに対する事務量を増加させ、今後限られた職員により、最少の経費で最大の効果を挙げることに限界が近づいているのも現状です。

#### 4. 第6次行政改革に向けて

第5次行政改革では、今後の行政需要の高まり等に対応すべく、限られた厳しい財政状況において市民が求める様々な行政サービスを提供するため、これまで以上に業務改善を積極的に進め、効率の良い行政運営を目指してきました。

また、満足度の高い行政システムを構築するためには、市民との信頼確保を築く必要があります。これまで取り組んできた各方策を「見える化」することにより、行政サービスの変化を実感できるシステムにする必要もあります。

第6次行政改革では、これまでの行政改革を継承しつつ、市民の視点に立った迅速な行政サービスの提供の実現に向け、職員一人ひとりが国の動向を踏まえ職員自ら創意工夫のもと、更なる市民サービスの向上に資するための意識改革や資質向上に努めるとともに、新たな行政課題に対応するための、組織の機能強化と効率的な組織運営を目指します。

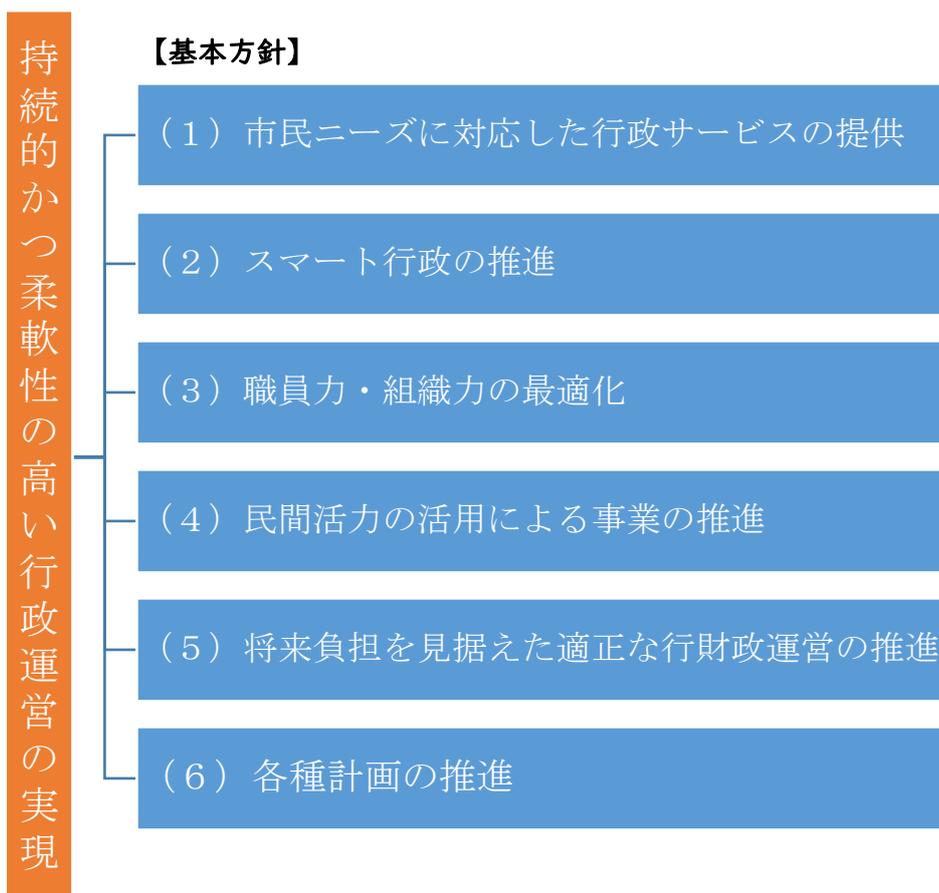
特に GX 関連や DX 関連においては、その事例研究や最新技術の活用検討など、新たな取り組みに対する情報を積極的に収集し、課題解決に向けてチャレンジしていきます。

そして、社会全体が大きな転換期を迎えている中において、職員自らが考え得る最善の方法を選択し、トライ&エラーの精神で取り組むことで、持続する行政改革を行っていきます。

## 第2部 行政改革の基本的な考え方

### 第6次豊見城市行政改革 体系図

#### 【最終目標】



#### 1. 行政改革の基本理念

「第5次豊見城市行政改革アクションプラン」における最終目標「改革を実感できる行政システムの構築」等の考え方を継承しつつ、市民ニーズの多様化、行政需要の高まり等に対応する行政運営を行うとともに、市民との信頼確保を築き、協働を実感できる行政運営を目指します。

#### 【最終目標】

**持続的かつ柔軟性の高い行政運営の実現**

## 2. 計画期間

本アクションプランの計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

## 3. 市総合計画等との関連性について

豊見城市総合計画は、まちづくりの基本的な考え方を明確にし、行政運営を総合的・計画的に進めるため、10年間を計画期間として策定されます。前期期間である5年を経過した令和7年度には見直しが行われ、後期基本計画が取りまとめられる予定になっています。

また、市総合計画を具体的かつ計画的に実施するために、3年を実施期間とする「豊見城市実施計画」を毎年度策定しています。

本アクションプランの策定と具体的な取組みは、市総合計画に掲げる施策を効率的・効果的に達成するための「手段」として位置づけられます。

加えて、地方自治体が各種計画等の策定や改訂にあたる際は、SDGsの要素を最大限に反映することが奨励されていることから、本計画の策定においても、市総合計画と同様、SDGsの反映に努めています。

## 4. 実施計画の策定と公表

本アクションプランの最終目標を達成できるよう、「基本方針」を示すとともに、これに基づいた実施計画を策定し、市ホームページにおいて公表していくものとします。

## 5. 基本方針

地方公共団体は住民に対して安定した行政サービスを提供する必要があり、時代や社会情勢の変化に合わせた柔軟な対応が必要です。最少の経費で最大の効果を挙げるためには、職員一人ひとりが意識して行政サービスを提供する必要があります。そのため、本アクションプランの最終目標の実現に向け、基本方針に基づき行政改革を進めていきます。

## (1) 市民ニーズに対応した行政サービスの提供

### ①満足度の高い窓口サービス

多種多様な市民ニーズに対応し、分かりやすく手続き負担の少ない窓口の構築など、業務改善を行うことにより市民サービスの質の向上を図ります。

### ②SNSの活用等、効果的な情報発信

市民のライフスタイルが多様化する中において、広報媒体や各種ツールの特徴を活かした効果的な情報の発信に努めます。

### ③市民参画の推進

市の抱える課題を行政のみで解決するのではなく、市民一人ひとりが活力ある地域づくりに参加できるように地域コミュニティの支援を効果的に行っていきます。

## (2) スマート行政の推進

### ①デジタル活用によるサービスの向上

引き続きマイナンバーカードの普及促進に努め、情報通信技術を活用した行政手続きの利便性の向上や行政運営の簡素化、効率化によって市民サービスの向上を図ります。

### ②デジタル化による業務の推進

各種デジタル技術の活用やシステムの導入により、業務の改善・効率化を推進しつつ、これまで以上に情報セキュリティ対策の強化を図ります。

### ③デジタル人材の育成

職員が広くデジタルに関する知見を広げていけるよう、引き続きデジタル研修や派遣の実施等、デジタル人材の育成に努めます。

## (3) 職員力・組織力の最適化

### ①環境変化に柔軟に対応できる組織機構・職員配置

行政組織機構の見直しを図るとともに、定員管理計画に基づく適正かつ弾力的な職員配置を推進します。

## ②課題解決のできる職員の育成と人材の活用

職員の意識改革や資質向上のため、計画的かつ定期的な職員研修を実施するとともに、国・県の制度等を活用した専門的知識を有する人材の活用を図ります。

## ③働き方の見直し・働きがいのある環境の構築

時間外勤務の是正や休暇取得の推進など、仕事と生活の調和がとれ、働きがいのある環境整備を進めます。

## (4) 民間活力の活用による事業の推進

### ①民間のノウハウの活用、民間委託の推進

限られた財源において行政運営を効果的・効率的に行うため、民間資金の導入やノウハウを活用し、民間活力や公民連携の導入を検討・推進します。

## (5) 将来負担を見据えた適正な行財政運営の推進

### ①歳入の確保

引き続き市税等の徴収率向上に努め、行政資源の有効活用やふるさと納税・企業版ふるさと納税の推進など安定的な財源の確保に努めます。

### ②歳出の見直し

持続可能な行政運営実現のため、補助金・負担金等の効果的な執行に努め、公共施設の適切な管理等により経費削減を図ります。

## (6) 各種計画の推進

### ①各種計画の推進

各種計画において、PDCA サイクルを回すことで課題を洗い出し、計画の着実な進捗管理を行います。

## 6. 進捗管理と評価

行政改革を進めるには、進捗管理及び取り組み状況を適切に評価する必要があるため、見える化に努めます。また、社会経済情勢の変化及び行政課題等に速やかに対応するため、必要に応じ、本アクションプラン、実施計画等の見直しを積極的に行います。

### (1) 目標の明確化

各方策について、年度ごとに削減額や達成率等、数値化できるものは、数値化し、また、数値化できないものは定性的項目を掲げる等して目標を明確にします。

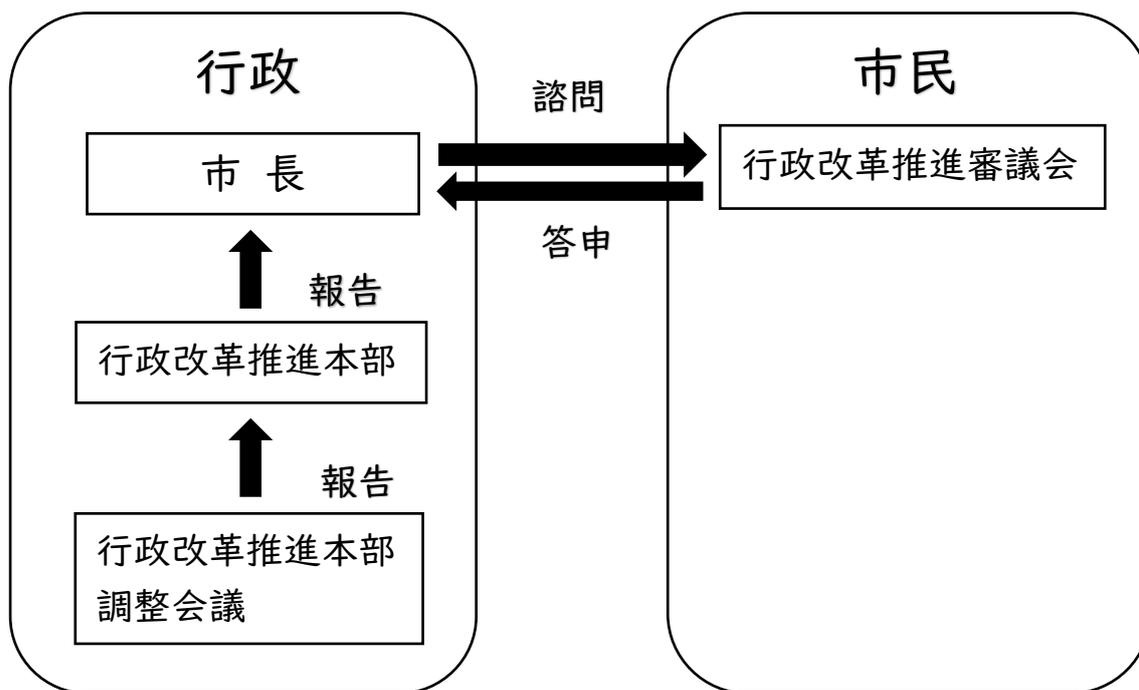
### (2) 進行度評価

本アクションプランに係る取組み内容は、市内外の環境の変化に弾力的に対応することを優先的に考え、年度ごとの進行度評価において毎年度の取組みを評価していきます。

### (3) 審議会による答申

毎年度の取組状況について、豊見城市行政改革推進審議会での審議・答申を得ることにより、行政改革の取組を促進させます。

【推進体制図】



第3部 実施計画

第6次豊見城市行政改革 行政改革アクションプラン 方策一覧

(1) 市民ニーズに対応した行政サービスの提供				
①	満足度の高い窓口サービス		担当課	掲載ページ
	No. 1	将来的な窓口サービスのあり方の検討	市民部、福祉健康部、こども未来部、学校教育課	12
②	SNSの活用等、効果的な情報発信			
	No. 2	多様なツールを活用した効果的な情報発信	秘書広報課	12
③	市民参画の推進			
	No. 3	協働のまちづくりの推進	協働のまち推進課	12
	No. 4	パブリックコメントの拡充	関係課	12
(2) スマート行政の推進				
①	デジタル活用によるサービスの向上			
	No. 5	電子申請の拡充	デジタル推進課、関係課	13
	No. 6	マイナンバーカードの普及促進	デジタル推進課、市民課	13
	No. 7	多様な納付方法の推進	関係課	13
②	デジタル化による業務の推進			
	No. 8	ICT化の推進と対応	デジタル推進課、関係課	13
	No. 9	情報セキュリティ対策の強化	デジタル推進課	13
	No. 10	行政文書ペーパーレス化の推進	総務課、関係課	14
③	デジタル人材の育成			
	No. 11	庁内のデジタル人材の育成	デジタル推進課、人事課	14
(3) 職員力・組織力の最適化				
①	環境変化に柔軟に対応できる組織機構・職員配置			
	No. 12	機動的・弾力的な組織体制の推進	人事課	15
	No. 13	広域行政の検討	企画調整課、関係課	15
	No. 14	職員の適正数の追求	人事課	15
②	課題解決のできる職員の育成と人材の活用			
	No. 15	職員研修の充実	人事課	15
	No. 16	多様な人材の活用	人事課、企画調整課	15
④	働き方の見直し・働きがいのある環境の構築			
	No. 17	ワークライフバランスの実現に向けた取組の推進	人事課	16
	No. 18	ハラスメント対策の推進	人事課	16
(4) 民間活力の活用による事業の推進				
①	民間のノウハウの活用、民間委託の推進			
	No. 19	民間活力（PPP/PFI）の活用の推進	管財課、企画調整課	16

(5) 将来負担を見据えた適正な行財政運営の推進			
① 歳入の確保			
No. 20	市税の徴収率の向上	納税課	17
No. 21	国民健康保険税の徴収率の向上	国民健康保険課	17
No. 22	幼稚園使用料の徴収率の向上	保育こども園課	17
No. 23	保育園保育料の徴収率の向上	保育こども園課	17
No. 24	学校給食費の徴収率の向上	学校教育課	17
No. 25	市改良住宅使用料の徴収率の向上	都市計画課	18
No. 26	市有財産の効率的活用	学校施設課、公園緑地課、生涯学習振興課、管財課	18
No. 27	ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の受入の推進	企画調整課、こども応援課	18
② 歳出の見直し			
No. 28	補助金・負担金の適正化	財政課	18
No. 29	公共施設の管理経費の縮減	環境課、管財課	18
No. 30	公共施設マネジメントの推進	関係課	19
(6) 各種計画の推進			
① 各種計画の推進			
No. 31	各種計画の適正な管理	企画調整課、関係課	19

## (1) 市民ニーズに対応した行政サービスの提供

### ① 満足度の高い窓口サービス

1	方策No.	方策名称	将来的な窓口サービスのあり方の検討			総合計画施策分野	
		担当部署	市民部、福祉健康部、こども未来部、学校教育課			5-6	行政運営・行財政改革の推進
		現状と課題	市民と行政の重要な接点である窓口サービスにおいて、質の高い行政サービスを提供するため、市民の視点に立ちサービスを構築する必要がある。			関連するSDGs	
		実施内容	多種多様な市民ニーズに対応し、常に業務改善を行うことにより市民サービスの質の向上を図る。			12 <small>つくら責任 つなぐ責任</small> 	16 <small>平和と公正な 社会の実現</small> 
	目標	窓口サービス等改善数(累計)	現状値 (令和5年度)	-	目標値 (令和10年度)	5件	

### ② SNSの活用等、効果的な情報発信

2	方策No.	方策名称	多様なツールを活用した効果的な情報発信			総合計画施策分野	
		担当部署	秘書広報課			5-5	広報・広聴の推進
		現状と課題	市民の多様化するライフスタイルに合わせ、各種広報媒体やツールを活用することで、積極的な市政情報の発信に努める必要がある。			関連するSDGs	
		実施内容	広報紙、市HP、SNS(LINE、Instagram)、コミュニティFMなどにより、各種ツールの特徴を活かした効果的な情報発信を行う。			16 <small>平和と公正な 社会の実現</small> 	
	目標	SNS市公式アカウント(LINE及びInstagram) フォロワー数(累計)	現状値 (令和5年度)	18,200人	目標値 (令和10年度)	19,110人	

### ③ 市民参画の推進

3	方策No.	方策名称	協働のまちづくりの推進			総合計画施策分野	
		担当部署	協働のまち推進課			5-1	コミュニティの振興
		現状と課題	地域社会の連帯意識の希薄化が懸念される中、市民一人ひとりが積極的にまちづくりへ参画できる環境の整備が求められる。			関連するSDGs	
		実施内容	活力ある地域づくりのため、地域コミュニティの支援を効果的に行い、市民自らが地域のことを考え、自らの手で治める地方自治本来の姿を実現する。			17 <small>パートナーシップで 目標を達成しよう</small> 	
	目標	市民団体活動支援事業の応募団体数	現状値 (令和5年度)	2団体	目標値 (令和10年度)	5団体	
4	方策No.	方策名称	パブリックコメントの拡充			総合計画施策分野	
		担当部署	関係課			5-1	コミュニティの振興
		現状と課題	市民参画による広範な意見を集約し、協働のまちづくりを推進していく必要がある。			関連するSDGs	
		実施内容	市民目線での計画づくりを始め、その評価・見直しを行うため、主要な計画に係る方針・原案を検討する早い段階から幅広くパブリックコメントを実施することができる仕組みを整える。			17 <small>パートナーシップで 目標を達成しよう</small> 	
	目標	政策の立案段階・評価段階などのパブリックコメントの実施(累計)	現状値 (令和5年度)	-	目標値 (令和10年度)	5件	

## (2) スマート行政の推進

### ① デジタル活用によるサービスの向上

5	方策No.	方策名称	電子申請の拡充			総合計画施策分野	
	担当部署	デジタル推進課、関係課			5-6	行政運営・行財政改革の推進	
	現状と課題	情報通信技術の発達と様々な情報通信機器・サービスの急速な普及により、多種多様な行政手続きにおける便利で利用者負担の少ないサービスの提供が求められている。			関連するSDGs		
	実施内容	マイナンバーカードを活用したオンライン申請、またそれ以外のオンライン申請についても併せて拡充し、市民の利便性向上を図る。			  		
	目標	オンライン化した事務手続きの件数（累計）※マイナンバー関連・マイナンバー以外含む	現状値 (令和5年度)	36件	目標値 (令和10年度)	80件	
6	方策No.	方策名称	マイナンバーカードの普及促進			総合計画施策分野	
	担当部署	デジタル推進課、市民課			5-6	行政運営・行財政改革の推進	
	現状と課題	マイナンバーカードの普及促進を図り、市民が必要とする手続きについてマイナンバーカードを活用することで、市民サービスの向上と業務の効率化を図る必要がある。			関連するSDGs		
	実施内容	マイナンバーカードの利便性について周知を行い、カードを活用した申請が可能な手続きの検討・拡大を行う。また、マイナンバーカード取得に係る申請サポートや受け取りやすい環境を整備することで普及促進を図る。			  		
	目標	マイナンバーカードの交付率	現状値 (令和5年度)	69.60%	目標値 (令和10年度)	87.80%	
7	方策No.	方策名称	多様な納付方法の推進			総合計画施策分野	
	担当部署	関係課			5-6	行政運営・行財政改革の推進	
	現状と課題	支払方法の多様化に伴い、多くの利用者がそれぞれに適した納付方法を選択できるよう環境整備を行う必要がある。			関連するSDGs		
	実施内容	キャッシュレス納付が可能なスマホ決済やクレジットカード等の納付環境を引き続き整備し、キャッシュレス化による納付機会と納付方法の拡充を図る。また、地方税統一QRコード付納付書についても引き続き推進していく。			  		
	目標	各種手数料払いに対するキャッシュレス決済の導入件数（累計）	現状値 (令和5年度)	23件	目標値 (令和10年度)	25件	

### ② デジタル化による業務の推進

8	方策No.	方策名称	ICT化の推進と対応			総合計画施策分野	
	担当部署	デジタル推進課、関係課			5-6	行政運営・行財政改革の推進	
	現状と課題	限られた職員数で持続可能な行政サービスの提供が求められていることから、行政事務の効率化を推進させる必要がある。			関連するSDGs		
	実施内容	ICTの活用等による、定型的な事務の負荷軽減や効率化を図る中で、新たなデジタル技術の導入や、必要に応じた業務プロセスの見直し（BPR等）を行い、行政サービスの更なる向上につなげる。			  		
	目標	新たなデジタル技術の導入実績（累計）（BPR支援数、AIチャットボット導入、RPA等によるものを想定）	現状値 (令和5年度)	10件	目標値 (令和10年度)	20件	
9	方策No.	方策名称	情報セキュリティ対策の強化			総合計画施策分野	
	担当部署	デジタル推進課			5-6	行政運営・行財政改革の推進	
	現状と課題	ICT化を推進し、事務の効率化を図る一方で、情報セキュリティ対策の徹底が求められる。			関連するSDGs		
	実施内容	市情報セキュリティポリシーの遵守や職員のセキュリティ対策実践のための研修を通して、最新事例を学び、具体的な対策を講じることで、そのリスク発生を未然に防止する。			  		
	目標	セキュリティ研修受講率	現状値 (令和5年度)	86.60%	目標値 (令和10年度)	100%	

10	方策No.	方策名称	行政文書ペーパーレス化の推進			総合計画施策分野	
		担当部署	総務課、関係課			5-6	行政運営・行財政改革の推進
		現状と課題	膨大な行政文書の「紙」での決裁や管理・保管に係る手間を省いていくためには、更なる事務処理の効率化やいつでも必要な情報にアクセスできる情報の共有化も併せて進める必要がある。			関連するSDGs	
		実施内容	電子決裁やペーパーレス会議など文書処理の電子化と紙文書削減の取組を一層進めることにより、用紙コストや印刷コストの削減及び事務処理の効率化を図る。				
	目標	①庁内事務の電子決裁率 ②紙の使用量	現状値 (令和5年度)	①28.0% ②368万枚	目標値 (令和10年度)	①48.0% ②300万枚	

### ③ デジタル人材の育成

11	方策No.	方策名称	庁内のデジタル人材の育成			総合計画施策分野	
		担当部署	デジタル推進課、人事課			5-6	行政運営・行財政改革の推進
		現状と課題	DXの取組を推進するため、デジタルの知識を有する変革を担う人材育成が求められている。			関連するSDGs	
		実施内容	職員がデジタルに関する知見を広げていけるよう、デジタル研修や関連機関への職員派遣など、デジタル人材の育成に努める。				
	目標	デジタル関連派遣人数(累計)	現状値 (令和5年度)	5人	目標値 (令和10年度)	9人	

### (3) 職員力・組織力の最適化

#### ①環境変化に柔軟に対応できる組織機構・職員配置

12	方策No.	方策名称	機動的・弾力的な組織体制の推進			総合計画施策分野	
	担当部署	人事課				5-6	行政運営・行財政改革の推進
	現状と課題	多様化する市民ニーズや予測不能な事態へ柔軟に対応するため、組織のあり方についての検討が必要である。			関連するSDGs		
	実施内容	複雑・多様化する行政課題、重要施策に対応できる組織体制を維持するため、組織、事務分掌の見直しを実施する。					
	目標	課題解決のための対応数（累計）	現状値 (令和5年度)	-	目標値 (令和10年度)	5件	
13	方策No.	方策名称	広域行政の検討			総合計画施策分野	
	担当部署	企画調整課、関係課				5-6	行政運営・行財政改革の推進
	現状と課題	単独での実施に比べ、広域での実施がより効果的、効率的である業務については、積極的に検討する必要がある。			関連するSDGs		
	実施内容	広域化が考えられる業務について、効果や実現可能性等を調査し、実施に向け検討する。					
	目標	他自治体との検討回数（累計）	現状値 (令和5年度)	-	目標値 (令和10年度)	1件	
14	方策No.	方策名称	職員の適正数の追求			総合計画施策分野	
	担当部署	人事課				5-6	行政運営・行財政改革の推進
	現状と課題	高度化・多様化する行政需要や地域課題に対応した質の高い行政サービスを提供するためには、職員の健康管理に配慮し、働きやすい労働環境を維持する必要がある。			関連するSDGs		
	実施内容	多様化する市民ニーズや行政だけでは解決できない課題に対応するため、定員管理計画に基づき、職員の配置・管理に努める。					
	目標	職員数	現状値 (令和5年度)	466人	目標値 (令和10年度)	513人	

#### ②課題解決のできる職員の育成と人材の活用

15	方策No.	方策名称	職員研修の充実			総合計画施策分野	
	担当部署	人事課				5-6	行政運営・行財政改革の推進
	現状と課題	職員の意識改革や資質向上を図り、多様な研修を通じた実践で活躍できる職員研修の充実が求められている。			関連するSDGs		
	実施内容	現状の取組みの検証等を行い、従来の研修にとらわれることなく、時代のニーズに即した効果的な職員研修を実施する。					
	目標	市町村職員研修センター、派遣研修および市独自企画による研修の実施（回/年）	現状値 (令和5年度)	3回（それぞれ1回以上）	目標値 (令和10年度)	3回（それぞれ1回以上）	
16	方策No.	方策名称	多様な人材の活用			総合計画施策分野	
	担当部署	人事課、企画調整課				5-6	行政運営・行財政改革の推進
	現状と課題	多様化する市民ニーズや行政だけでは解決できない課題に対応するため、専門的知識を有する人材の活用が求められる。			関連するSDGs		
	実施内容	社会変化に柔軟に対応できる専門スキルを有する民間人材のほか、国・県等の各種制度等を利用した人材の活用を図る。					
	目標	各種制度を利用した人材の活用（累計）	現状値 (令和5年度)	1人	目標値 (令和10年度)	3人	

### ③ 働き方の見直し・働きがいのある環境の構築

17	方策No.	方策名称	ワークライフバランスの実現に向けた取組の推進			総合計画施策分野	
	担当部署	人事課	5-6	行政運営・行財政改革の推進			
	現状と課題	ライフステージに応じた多様な生き方の実現が求められており、はたらき方の見直し等へ対する取り組みが必要となる。			関連するSDGs		
	実施内容	時間外勤務の縮減や休暇取得の促進などを行い、仕事と生活の調和が図れる環境を整備する。					
	目標	夏季休暇取得率	現状値 (令和5年度)	95.65%	目標値 (令和10年度)	100.0%	
18	方策No.	方策名称	ハラスメント対策の推進			総合計画施策分野	
	担当部署	人事課	5-6	行政運営・行財政改革の推進			
	現状と課題	職員が安心し、能力を發揮できる良好な職場環境を保つため、職場におけるハラスメントを未然に防ぐ必要がある。			関連するSDGs		
	実施内容	様々なハラスメントに対する正しい知識を得られる機会を提供し、ハラスメントの防止に努める。					
	目標	ハラスメント防止に係る研修回数 (回/年)	現状値 (令和5年度)	1回	目標値 (令和10年度)	1回	

## (4) 民間活力の活用による事業の推進

### ① 民間のノウハウの活用、民間委託の推進

19	方策No.	方策名称	民間活力（PPP/PFI）の活用の推進			総合計画施策分野	
	担当部署	管財課、企画調整課	5-6	行政運営・行財政改革の推進			
	現状と課題	限られた財源において、行政運営を効果的・効率的に行うため、民間事業者等の知識・ノウハウ・資金を行財政運営に積極的に活用する必要がある。			関連するSDGs		
	実施内容	多様な主体と連携・協働し、密なコミュニケーションを図ることで、ネットワークを形成し、民間資金の導入やノウハウの活用、アイデアなどを取り入れるなど検討・推進する。					
	目標	民間活力活用件数（累計）	現状値 (令和5年度)	8件	目標値 (令和10年度)	11件	

## (5) 将来負担を見据えた適正な行財政運営の推進

### ① 歳入の確保

20	方策No.	方策名称	市税の徴収率の向上			総合計画施策分野	
	担当部署	納税課				5-6	行政運営・行財政改革の推進
	現状と課題	期限内納付の理解を求め、現年度に課税された市税は現年度中に納税していただき、翌年度に滞納を繰り越さないことが必要である。			関連するSDGs		
	実施内容	新規滞納者の発生や滞納の長期化を抑制するため、早期に個別催告及び滞納処分を実施する。			  		
	目標	徴収率 (現年度課税分+滞納繰越分)	現状値 (令和5年度)	97.70%	目標値 (令和10年度)	98.10%	
21	方策No.	方策名称	国民健康保険税の徴収率の向上			総合計画施策分野	
	担当部署	国民健康保険課				2-1	健康づくりの推進
	現状と課題	国民健康保険事業の安定的な運営を図るため収納率及び保険税収納額向上に努める必要がある。			関連するSDGs		
	実施内容	口座振替の推進、新規滞納発生を抑制するため速やかな納付勧奨、キャッシュレス納付の利用率向上に努める。					
	目標	徴収率 (現年度課税分+滞納繰越分)	現状値 (令和5年度)	85.70%	目標値 (令和10年度)	86.20%	
22	方策No.	方策名称	幼稚園使用料の徴収率の向上			総合計画施策分野	
	担当部署	保育こども園課				1-1	子どもの未来支援
	現状と課題	事業運営の根幹をなす財源であり、公平・公正の観点からも徴収率の向上に努める必要がある。			関連するSDGs		
	実施内容	口座振替の推進や滞納整理の強化についても引き続き実施し、徴収率の向上に努める。			    		
	目標	徴収率 (現年度分+過年度分)	現状値 (令和5年度)	33.48%	目標値 (令和10年度)	65.00%	
23	方策No.	方策名称	保育園保育料の徴収率の向上			総合計画施策分野	
	担当部署	保育こども園課				1-1	子どもの未来支援
	現状と課題	事業運営の根幹をなす財源であり、公平・公正の観点からも徴収率の向上に努める必要がある。			関連するSDGs		
	実施内容	口座振替の推進や滞納整理の強化についても引き続き実施し、徴収率の向上に努める。			    		
	目標	徴収率 (現年度分+過年度分)	現状値 (令和5年度)	98.36%	目標値 (令和10年度)	98.50%	
24	方策No.	方策名称	学校給食費の徴収率の向上			総合計画施策分野	
	担当部署	学校教育課				1-3	義務教育の充実
	現状と課題	学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることに極めて重要な財源であることから、公平・公正の観点からも徴収率の向上に努める必要がある。			関連するSDGs		
	実施内容	口座振替の推進や滞納整理の強化についても引き続き実施し、徴収率の向上に努める。					
	目標	学校給食費徴収率 【現年度分+過年度分】	現状値 (令和5年度)	95.93%	目標値 (令和10年度)	96.43%	

25	方策No.	方策名称	市改良住宅使用料の徴収率の向上			総合計画施策分野	
	担当部署	都市計画課			4-4	調和のとれた市街地・まちなみの整備	
	現状と課題	市営住宅使用料の確保及び公平性の観点からも、関係課による情報提供と滞納整理のノウハウを共有し、徴収率の向上に努める必要がある。			関連するSDGs		
	実施内容	口座振替の推進や滞納整理の強化についても引き続き実施し、徴収率の向上に努める			 		
	目標	徴収率 (現年度分+過年度分)	現状値 (令和5年度)	93.80%	目標値 (令和10年度)	94.00%	
26	方策No.	方策名称	市有財産の効率的活用			総合計画施策分野	
	担当部署	管財課、公園緑地課、生涯学習振興課、学校施設課			5-6	行政運営・行財政改革の推進	
	現状と課題	自主財源の確保が厳しい状況から、あらゆる行政資源を有効活用し、新たな財源を確保していく必要がある。			関連するSDGs		
	実施内容	広告掲載事業やネーミングライツ、学校施設内職員駐車場有料化等の検討を引き続き行い、自主財源の確保に努める。			  		
	目標	①市有財産の貸付件数 ②ネーミングライツの実施 ③学校施設内職員駐車場有料化進捗率	現状値 (令和5年度)	①18件 ②0件 ③0%	目標値 (令和10年度)	①20件 ②4件 ③100%	
27	方策No.	方策名称	ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の受入推進			総合計画施策分野	
	担当部署	企画調整課、こども応援課			5-6	行政運営・行財政改革の推進	
	現状と課題	少子高齢化による社会保障関連経費等の増加が見込まれることから、ふるさと納税や企業版ふるさと納税による着実な財源確保を進める必要がある。			関連するSDGs		
	実施内容	ふるさと納税における新規返礼品の開発や新たな事業者の開拓、既存返礼品の磨き上げ等により寄附金の増収を目指す。また、企業版ふるさと納税においては寄附見込企業に賛同してもらえよう魅力ある事業の立案に努める。			  		
	目標	①ふるさと納税寄附額 ②企業版ふるさと納税寄附件数(件/年)	現状値 (令和5年度)	①565,203千円 ②12件	目標値 (令和10年度)	①868,849千円 ②7件	

## ② 歳出の見直し

28	方策No.	方策名称	補助金・負担金の適正化			総合計画施策分野	
	担当部署	財政課			5-6	行政運営・行財政改革の推進	
	現状と課題	適正な補助金・負担金は市政の推進に効果的だが、本来の目的や支出の必要性、効果については、適宜確認を行う必要がある。			関連するSDGs		
	実施内容	補助金・負担金については、毎年度検証を行うことで、補助金・負担金支出の効果等を明確にし、より適正な運用に努める。			  		
	目標	各種団体補助金における、目的・効果の確認率	現状値 (令和5年度)	-	目標値 (令和10年度)	100%	
29	方策No.	方策名称	公共施設の管理経費の縮減			総合計画施策分野	
	担当部署	管財課、環境課			4-1	環境の保全	
	現状と課題	地球温暖化防止対策及び施設の効果的な維持管理を行い、経費削減を図り、エネルギー使用量を削減することが必要である。			関連するSDGs		
	実施内容	定期的な設備メンテナンスにより修繕・更新に係る費用の削減に努める。また、高効率設備の更新や省エネ設備の導入を行うほか、職員の意識改革を図る。					
	目標	①市役所庁舎の電力使用量の削減 ②市有施設における温室効果ガスの排出量	現状値 (令和5年度)	①855千 kWh ②7,737,991 kg-CO2	目標値 (令和10年度)	①830千 kWh ②約6,474,000 kg-CO2	

30	方策No.	方策名称	公共施設マネジメントの推進			総合計画施策分野	
	担当部署	関係課			5-6	行政運営・行財政改革の推進	
	現状と課題	持続可能なまちづくりの重要性が高まっており、本市の老朽化する公共施設について、効率的・効果的な施設維持管理や整備・再編を進める必要がある。			関連するSDGs		
	実施内容	豊見城市公共施設等総合管理計画を踏まえ、公共施設マネジメントに係る取り組みを推進する。					
	目標	公共施設マネジメント推進に関する検討会議の開催回数（回/年）	現状値 （令和5年度）	0回	目標値 （令和10年度）	2回	

## (6) 各種計画の推進

### ① 各種計画の推進

31	方策No.	方策名称	各種計画の適正な管理			総合計画施策分野	
	担当部署	企画調整課、関係課			5-6	行政運営・行財政改革の推進	
	現状と課題	各種計画を着実に進めるため、PDCAサイクルを確認しながら取り組みを進める必要がある。			関連するSDGs		
	実施内容	PDCAサイクルを回すことで計画の見直しを行い、計画の着実な進捗管理を行う。					
	目標	各種計画の進捗管理の実施率	現状値 （令和5年度）	-	目標値 （令和10年度）	80.00%	

# 資 料

- 豊見城市行政改革推進審議会への諮問書
- 豊見城市行政改革推進審議会からの答申書
- 豊見城市行政改革推進審議会規則
- 豊見城市行政改革推進審議会委員名簿



豊総企第 353 号  
令和 7 年 2 月 13 日

豊見城市行政改革推進審議会委員長 殿

豊見城市長 徳元 次人



諮 問

豊見城市行政改革推進審議会規則第 2 条に基づき、下記の事項について審議  
をお願いします。

記

第 6 次豊見城市行政改革 行政改革アクションプランの策定について

以上



令和7年3月21日

豊見城市長 徳元 次人 殿

豊見城市行政改革推進審議会  
委員長 瀬口 浩一

第6次豊見城市行政改革 行政改革アクションプランについて（答申）

令和7年2月13日付豊総企第353号にて諮問のあった「第6次豊見城市行政改革 行政改革アクションプランの策定について」を、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり意見を付するとともに、「第6次豊見城市行政改革 行政改革アクションプラン」（審議会案）を添えて答申します。

記

1. 実施計画における目標の設定にあたっては、ふさわしい目標値を導き出すように努め、達成状況に基づいて柔軟に見直しを行うこと。進捗状況の評価については、市民目線、市民感覚による評価を意識するとともに、わかりやすい手法を検討すること。
2. 市民の幸福度向上のため、デジタル変革を職員ひとりひとりが自分事として捉え、全庁横断で進めるとともに、デジタルの知識や技術を扱うことができる人とできない人との間に生じる差（デジタルデバインド）の解消に努めること。
3. 手数料、使用料等の見直しにおいては、受益者負担の適正化に努めるとともに、その必要性や検討過程を分かりやすく示した上、広く市民への周知を図ること。

以上

改正

平成20年3月31日規則第3号  
平成21年3月31日規則第22号  
平成28年3月10日規則第14号  
平成30年3月2日規則第5号  
平成31年3月20日規則第10号  
令和元年5月15日規則第26号  
令和2年3月31日規則第19号  
令和4年3月29日規則第9号  
令和5年3月31日規則第22号

豊見城市行政改革推進審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例（平成16年豊見城市条例第18号）第3条の規定に基づき、豊見城市行政改革推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

**第2条** 審議会は、豊見城市の行政改革の推進に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 市長は、特定の事項に係る調査審議（以下「特定事項審議」という。）をするため、必要があると認めるときは、第1項に定めるもののほか、審議会に臨時委員を委嘱することができる。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、特定事項審議が終了するまでとする。

(委員長)

**第5条** 審議会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

**第7条** 審議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、総務企画部企画調整課において処理する。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例（平成16年豊見城市条例第18号）の施行の日から施行する。ただし、第3条第1項の規定は、平成17年10月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 委員の任期及び定数に係る規定の適用については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに委嘱される委員の任期及び委員に係る定数について適用し、施行日前に委嘱された委員の任期及び委員に係る定数については、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年3月31日規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年3月31日規則第22号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月10日規則第14号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月2日規則第5号）

(施行期日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（平成31年3月20日規則第10号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**（令和元年5月15日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和2年3月31日規則第19号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4年3月29日規則第9号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年3月31日規則第22号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 豊見城市行政改革推進審議会委員名簿

任期：令和7年2月13日 ～ 令和9年2月12日

No.	役職	氏名	所属
1	委員長	瀬口 浩一	琉球大学 国際地域創造学部（教授）
2	委員	島田 尚徳	沖縄大学 経法商学部（准教授）
3	委員	山城 あゆみ	（株）やまぐすくコンサルティング（代表取締役）
4	委員	有銘 寛之	日本公認会計士協会 沖縄会（会員）
5	委員	陣内 裕樹	豊見城市 DX フェロー
6	委員	宮里 一弘	沖縄振興開発金融公庫（推薦）
7	委員	池宮城 留美子	豊見城市自治会長会（推薦）
8	委員	仲程 一	一般公募
9	委員	瀬長 美咲	一般公募

**第6次豊見城市行政改革 行政改革アクションプラン**  
令和7年3月

発行 沖縄県豊見城市  
〒901-0292  
沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1  
電話(098)850-0364

編集 総務企画部 企画調整課

